

令和4年第4回江差町議会臨時会資料

| | |
|---|-------|
| 資料1：過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表【議案第1号関係】 | …P 1 |
| 資料2：地域魅力発信事業の概要【議案第2号関係】 | …P 2 |
| 資料3：町立保育所冷暖房対策の概要【議案第2号関係】 | …P 3 |
| 資料4：江差町ウィズコロナ支援対応助成金事業の概要【議案第2号関係】 | …P 4 |
| 資料5：江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助の概要【議案第2号関係】 | …P 6 |
| 資料6：図書館感染予防対策事業の概要【議案第2号関係】 | …P 7 |
| 資料7：江差町運動公園街路灯LED改修事業の概要【議案第2号関係】 | …P 9 |
| 資料8：豊かな前浜づくりプロジェクトの概要【議案第2号関係】 | …P 10 |
| 資料9：マイナポイント申込支援事業の概要【議案第2号関係】 | …P 11 |

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(課税免除の対象等)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限る、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）（以下「適用資産」という。）に対して課する固定資産税（当該適用資産を取得した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年度以降3箇年度におけるものに限る。）を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(課税免除の対象等)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限る、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）（以下「適用資産」という。）に対して課する固定資産税（当該適用資産を取得した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年度以降3箇年度におけるものに限る。）を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

事業名 地域魅力発信事業

1. 事業概要

STV札幌テレビ放送株式会社主催のイベント「大ほっかいどう祭」への出展事業。

本イベントは道内市町村の各ブースにて、観光スポットやふるさと納税のPR等ができる他、ステージイベント等も開催される。

当町は、ふるさと納税や江差EZOCAのPR、江差追分によるステージイベントを通して、コロナ禍において低迷した地域経済の回復や関係人口増加など地域の活性化につなげることを目的に本事業を実施する。

2. 開催日：令和4年8月6日（土）、7（日）

3. 場所：札幌ドーム

4. 事業費：800千円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当）

内訳）報償費：160千円（追分出演謝礼）

旅費：178千円（職員等旅費）

需用費：264千円（物販用消耗品）

役員費：30千円（送料等）

使用料及び賃借料：113千円（備品使用料等）

負担金補助及び交付金：55千円（出展料）



新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業

町立保育所冷暖房対策

【町民福祉課】

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症対策のため、保育所でのマスク使用による熱中症対策や、冬期間の換気後の室温管理のため、町立かもめ保育園及び日明保育園に補助暖房機能付きのエアコンを設置する。

2. 事業費

| | | | |
|---------|------|--------------|---------|
| 2,690千円 | 〔内訳〕 | (1) 町立かもめ保育園 | 1,997千円 |
| | | (2) 町立日明保育園 | 693千円 |

3. 事業概要

感染防止対策として居室のこまめな換気を実施している。

エアコンを設置することにより、換気後の室温を適切に管理でき、体温調節機能の未発達な乳幼児期の園児の体調管理を図る。

(1) かもめ保育園にエアコン4台設置

- ・2～5歳児クラスの保育室に各1台設置

(2) 日明保育園にエアコン1台設置

- ・ホールに1台増設（西日が入り、夏期の室温が30℃以上となるため）

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業)
江差町ウィズコロナ対応支援助成金事業の概要

(SDGs との関連性)



<所管課：産業振興課>

◇事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたっており、感染拡大に留意しつつも、中長期的にウィズコロナの視点で事業活動の継続に向けた取り組みを進めていくことが求められている。ウィズコロナを前提とした新たなチャレンジや事業を継続する上で必要な三密回避のための備品の購入等に必要な経費を助成し、町内における感染拡大防止の徹底と安全・安心な事業活動の維持確保、新たなチャレンジの推進を図るものである。

◇助成対象者

町内に住所を有する中小企業者・小規模事業者（法人、個人事業主）

※「中小企業者」「小規模事業者」は、中小企業基本法第2条第1項、第5項に規定する「中小企業者」「小規模事業者」に該当する事業者

◇助成対象事業、助成率等

○助成対象事業

(1) 新たなチャレンジ

・キャッシュレスシステム導入、ネット販売等の販路拡大の推進

(2) 三密回避のための機器等の導入

・三密回避のための備品整備、改修等（空気清浄機、非接触体温計ほか）

(3) 飛沫・接触感染防止対策（消耗品）

(4) テイクアウト対応（消耗品）

○助成率、助成上限額

・助成率 100分の55（消費税抜き）

・助成上限額

(1) 新たなチャレンジ 30万円

(2) 三密回避のための機器等の導入 30万円

(3) 飛沫・接触感染防止対策（消耗品） 5万円

(4) テイクアウト対応（消耗品） 5万円

※裏面「助成メニュー、助成率、助成上限額」を参照

◇助成対象となる期間 令和4年4月1日～令和4年11月30日

※令和4年4月1日以降に実施した事業について遡及して助成対象とする。

◇予算額 10,000千円

（財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

江差町ウィズコロナ対応支援助成金 助成メニュー、助成率、助成上限額

| 対象事業 | 助成率 | 助成上限額 |
|--|-------------------|-------|
| (1)新たなチャレンジ | | |
| ○キャッシュレスシステム、ネット販売等の販路拡大の推進に向けたシステム等の導入 ・キャッシュレスシステムや注文システムの導入経費 ・ネット販売等の販路拡大に向けたWEBサイトの構築や制作 | 55/100 (消費税抜き) | 30万円 |
| (2)三密回避のための機器等の導入 | | |
| ○三密回避ための備品整備・改修等 ・空気清浄機、加湿器の設置 ・パーティションの設置、席間の間仕切り等の設置 ・接客カウンター等へのアクリル板等の設置 ・券売機、非接触体温計、サーモグラフィーカメラ、ノータッチディスプレイ等の備品整備 ・人感センサー付きの照明器具、水栓器具等の整備 | 55/100 (消費税抜き) | 30万円 |
| (3)飛沫・接触感染防止対策(消耗品) | | |
| ○飛沫・接触感染防止対策(消耗品) ・ビニールシート、フロアマーカ等の購入費 ・マスク、消毒液、除菌スプレー等の衛生用品の購入費 | 55/100 (消費税抜き) | 5万円 |
| (4)テイクアウト対応(消耗品) | | |
| ○テイクアウト対応(消耗品) ・テイクアウト用の容器等の消耗品の購入費 | 55/100 (消費税抜き) | 5万円 |

江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助

《事業概要》

江差町では、平成27年度から令和3年度にわたり、江差商工会を実施主体として住宅リフォームに利用できるプレミアム付商品券の販売を行った。計7年間の事業を通して地域の消費喚起と地域経済活性化について一定の効果が見られている。

令和4年度においては、仕入価格上昇等により収益が減少した町内建設業者へ支援を図るための緊急経済対策として事業を実施することとする。

《事業実績》

| | 町補助額 | 発行枚数 | 発行額 | 工事实施件数 | 工事实施額 |
|--------|----------|--------|-----------|--------|-----------|
| 平成27年度 | 12,000千円 | 1,200枚 | 60,000千円 | 89件 | 79,708千円 |
| 平成28年度 | 11,738千円 | 973枚 | 48,650千円 | 71件 | 63,436千円 |
| 平成29年度 | 12,384千円 | 1,000枚 | 50,000千円 | 74件 | 74,272千円 |
| 平成30年度 | 12,433千円 | 1,000枚 | 50,000千円 | 68件 | 77,043千円 |
| 令和元年度 | 11,710千円 | 952枚 | 47,600千円 | 76件 | 58,475千円 |
| 令和2年度 | 11,594千円 | 900枚 | 45,000千円 | 78件 | 57,424千円 |
| 令和3年度 | 12,320千円 | 1,000枚 | 50,000千円 | 79件 | 68,612千円 |
| 通算 | 84,179千円 | 7,025枚 | 351,250千円 | 535件 | 478,970千円 |

《令和4年度事業計画》 町予算額 12,255千円（財源：臨時交付金）

| 事業内容 | 事業費 | 町負担金 | 消費者購入額 |
|--|----------|----------|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●事業実施主体 : 江差商工会 ●発行総額 : 50,000,000円 ●販売総額 : 40,000,000円 ●プレミアム率 : 25% ●額面価格×数量 : 50,000円×1,000枚 ●販売価格 : 40,000円 ●購入限度額 : 1世帯20枚まで（額面価格100万円分） ●販売開始日 : 令和4年6月20日(月)（予定） ●利用期間 : 令和4年6月22日(水)～令和5年1月31日(火)（予定） ●利用地域 : 江差町内全域 ●購入できる者 : 江差町民で自己所有住宅に現に居住している方で過年度において当該事業によるリフォーム工事をしていない方（一度利用している場合は前回との合計額が100万円まで）。※所有者を変更しても同一建物で満額以上の使用は不可。 | 50,000千円 | 10,000千円 | 40,000千円 |
| 事務費等経費補助（人件費・商品券印刷費等） | 2,255千円 | 2,255千円 | 0千円 |
| 計 | 52,255千円 | 12,255千円 | 40,000千円 |

| | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| 担当課係名 | 社会教育課図書係 | 提出年月日 | R4.5.12 |
|-------|----------|-------|---------|

1 国の経済対策との関係

| | |
|--------|------------------------|
| 具体的な対策 | ②-1-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底 |
|--------|------------------------|

2 事業名

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 図書館感染予防対策事業 |
|-----|-------------|

3 事業の概要

(1) 目的・効果

| |
|---|
| <p>図書館内において開口部の位置により換気しづらい場所や幼児などが利用する絵本コーナーに空気除菌機を設置することにより、利用者に安心安全な環境を提供し、図書館での滞在時間の確保及び利用促進、また子ども達の居場所づくりとして図書館機能の充実を図る</p> |
|---|

(2) 事業費

| 項目 | 金額 | | 財源名 |
|------------------|---------|---|-----|
| 事業費総額 | 290,400 | 円 | |
| 国庫補助 ※臨時交付金以外 | 0 | 円 | |
| 臨時交付金 | 290,400 | 円 | |
| 地方債 | 0 | 円 | |
| その他 | 0 | 円 | |
| 一般財源 | 0 | 円 | |

(3) 経費内訳（品名・規格・数量・単価等）

| |
|--|
| <p>空気除菌機（philips UV-C128） @145,200 × 2台 = 290,400円 （291千円）</p> |
|--|

(4) 事業対象（対象者、対象施設等）

| |
|-----------------------------------|
| <p>対象施設：江差町図書館 対象者：図書館利用者</p> |
|-----------------------------------|

(5) 実施期間

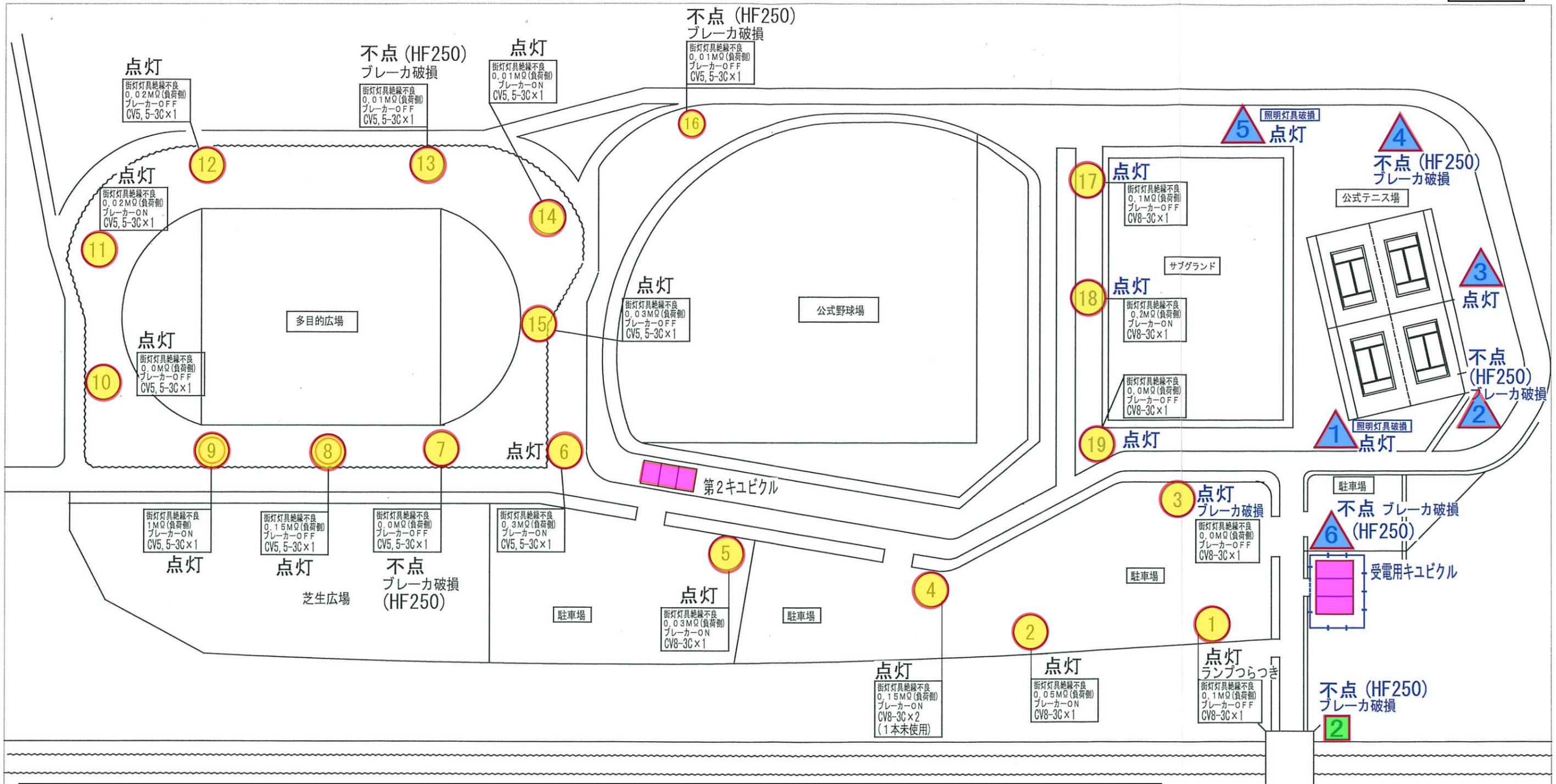
| | | |
|----------------|---|-----------------|
| 令和 4 年 6 月 1 日 | ～ | 令和 4 年 7 月 31 日 |
|----------------|---|-----------------|

(6) 事業イメージ（写真、イラスト等）

| |
|-----------------------|
| 事業イメージ等有（別で画像を提出願います） |
|-----------------------|

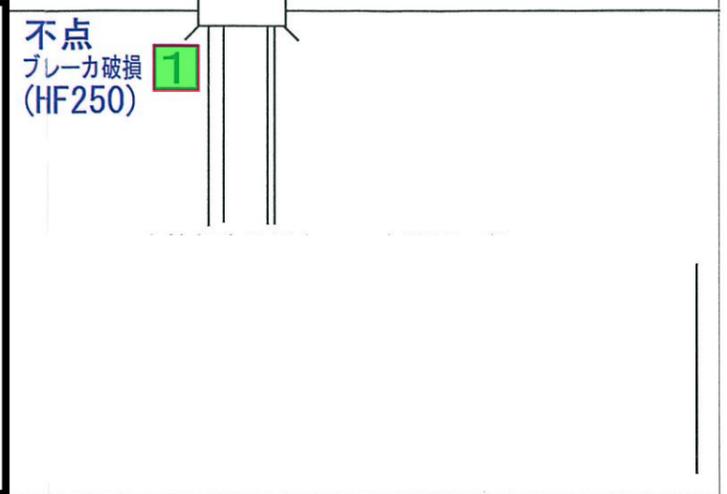
(7) 定量目標

| |
|-------------------|
| <p>空気除菌機 2台設置</p> |
|-------------------|



■事業名:江差町運動公園街路灯LED改修事業
■予算額:6,809千円
■事業概要:街路灯(27基)のLED改修
 タイマースイッチ交換

| | | |
|---|-----|---------------------------------|
| ● | 19基 | 既存器具撤去⇒LED照明改修(含ブレーカ) |
| ▲ | 6基 | 既存器具撤去⇒LED照明改修(含ポール加工、安定器、ブレーカ) |
| ■ | 2基 | 水銀灯⇒LED電球に交換(電源ユニット含む) |
| ■ | 2台 | 照明タイマー交換(ソーラータイムスイッチ) |



(企業版ふるさと納税活用事業)

豊かな前浜づくりプロジェクト(略称:ハマプロ) ~つくり・育てる漁業を核とした地域経済の好循環の実現を目指して~

<所管課:産業振興課>

趣旨

日本海地域における漁業生産の急激な減少、他地域と比べて低い栽培漁業の割合、漁業者の減少・高齢化といった現状を踏まえ、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりが喫緊の課題である。このような現状と課題を踏まえ、今般、本町の漁業スタイルに“ハマル”栽培漁業を推進し、漁業所得の向上はもとより、地産地消・外需の取組を通じた地域経済の好循環の実現を目指すものである。



(出典: 漁業センサス・北海道水産現勢)



本町の栽培漁業の現状と発展可能性

地先種(ウニ・アワビ・ハマコなど)

- ・地先の種苗放流は、ウニ・アワビが主流であったが、単価の高いハマコへの期待が高まり種苗の生産・放流事業を強化。
- ・江差産ハマコは、肉厚感、イボ立ちの良さなどから全国でもトップクラスの評価。

- ・2020年4月、檜山海参(hiyama haishen)として特定農林水産物等(日本地理的表示GI)として登録されブランド化。

広域種(ヒラメ・サケ・ニシンなど)

- ・JFひやまと沿岸自治体が一体となり稚魚の放流事業を展開するも飛躍的な水揚げには至っていないのが現状。
- ・放流事業における資源造成効果などの検証が必要。

養殖業(マス・サケなど)

- ・厳しい自然環境のなか、ホタテ貝やカキ等の二枚貝類やコンブなどの養殖に適した静穏域が少ない。
- ・一方、熊石地区において、2019年より漁港を活用したトラウトサーモンの海面養殖の実証実験を開始。
- ・安定した生産を見込める養殖業に対する評価や関心が高まっており、新たな漁業モデルとしての取組を視野に検討。



江差町まち・ひと・しごと創生寄付金(企業版ふるさと納税)を活用した事業の展開

□ ナマコの資源増大に向けた取組の推進

<補正予算額:3,608千円>

<事業概要>

- ◇実施主体 ひやま漁業協同組合(江差支所)
- ◇事業費 3,608千円(10/10補助)
- ◇事業内容
 - ・ナマコ増殖礁の設置(ナマコ団地の造成:50基)
 - ・種苗放流
 - ・モニタリング調査



<SDGsとの関連性>



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



(マイナポイント事業費補助金活用事業)

マイナポイント申込支援事業の概要

<所管課：産業振興課>

事業概要

- ・国の実施するマイナポイント事業（第2弾）を踏まえ、以下の取組を実施
 - ①役場内に申込用の端末（パソコン）を設置
 - ②マイナポイント予約・申込の支援
 - ③マイナポイントの制度周知

予算額

573千円

- ・財源内訳：国庫支出金 572 千円、一般財源 1 千円
- ・経費の内容：パソコン端末等リース料、制度周知チラシ印刷製本費ほか

マイナポイント第2弾の概要

第1弾（令和2年7月～令和3年12月）に引き続き、マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起するとともに、さらに健康保険証や公金受取口座の登録を促進することでデジタル社会の実現を図る目的で実施。

最大で20,000円を、選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>① <u>マイナンバーカード新規取得者</u> （既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む）</p> | ➡ | <p>最大5,000円分のポイント （※選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をした場合に、ご利用金額の25%（最大5,000円）のポイントを付与）</p> |
| <p>② <u>健康保険証としての利用申込</u> ※令和4年6月頃から申込開始予定</p> | ➡ | <p>7,500円分 のポイント</p> |
| <p>③ <u>公金受取口座の登録</u> ※令和4年6月頃から申込開始予定</p> | ➡ | <p>7,500円分 のポイント</p> |

<SDGs との関連性>



